

別紙1 定義一覧

(第1条関係)

※50 音順検索

1. 維持管理企業

事業者から維持管理業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。

2. 維持管理業務

施設の全部又は一部の性能、効用等の現状を維持し、その機能が十分発揮されるようにするための関連業務をいい、要求水準書において維持管理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「維持管理」とは、当該業務を行うことをいう。

3. 維持管理・運営期間

本事業において供用開始日から令和21年3月31日（ただし、本契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）までの期間をいう。

4. 運営企業

事業者から直接運営業務を受託し又は請け負う者である_____をいう。

5. 運営業務

施設の全部又は一部をその機能を発揮して運営することの関連業務をいい、要求水準書において運営業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「運営」とは、当該業務を含め、運営業務を行うことをいう。

6. 開業準備期間

本事業において第1期工事の目的物の引渡日の翌日から供用開始日までの期間をいう。

7. 開業準備業務

指定管理施設の開業準備のための関連業務をいい、要求水準書において開業準備業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「開業準備」とは、当該業務を行うことをいう。

8. 開業準備業務計画書

第50条第1項に基づき事業者が市に提出する開業準備スケジュールその他計画書をいう。

9. 開業準備業務報告書

第51条第1項に基づき事業者が市に提出する開業準備業務報告書をいう。

10. 解体施設

既存施設のうち、別紙2（事業概要）第4項第（1）号及び第（2）号所定の各施設を総称していう。

11. 開庁日

かほく市の休日を定める条例（平成16年条例第2号）に定める行政機関の休日以外の日をいう。

12. 完成図書

要求水準書資料9に規定される仕様及び部数の完成図書をいう。ただし、本契約により変更された場合には、当該変更後のものをいう。

13. 既存施設

要求水準書資料6に規定される既存建物図に記載の建物施設等をいう。

14. 基本協定

本事業に関し、市と優先交渉権者との間で令和____年____月____日に締結された基本協定書（その後の変更を含む。）をいう。

15. 基本設計図書

要求水準書資料9に規定される仕様及び部数の基本設計図書をいう。ただし、本契約により変更された場合には、当該変更後のものをいう。

16. 業務報告書

各整備業務に関して事業者が市に提出した調査報告書、工事監理報告書その他の報告書、並びに施設供用等業務に関して事業者が市に提出した開業準備業務報告書、日報、月次報告書、四半期報告書、年次報告書その他の報告書の総称をいう。

17. 供用開始日

指定管理施設が実際に供用開始される日をいう。

18. 供用開始予定日

指定管理施設の供用開始の予定日（維持管理・運営期間の開始予定日）である令和6年4月1日をいう。

19. 協力企業

事業者へ出資せず、事業者から本業務の一部を直接受託する又は請け負う者であって、優先交渉権者の構成員ではない者をいう。

20. 経過利息

サービス対価（整備費相当分）における割賦金利の計算に用いる利率に基づき、履行日から支払日までに生じた利息をいう。

21. 建設企業

事業者から直接建設業務を受託し又は請け負う者である_____をいう。

22. 建設業務

要求水準書において施設整備業務に係る建設業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「建設」とは、当該業務を行うことをいう。

23. 工事監理企業

事業者から工事監理業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。

24. 工事監理業務

本工事の工事監理のための関連業務をいい、要求水準書において各整備業務に係る工事監理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「工事監理」とは、当該業務を行うことをいう。

25. 工事監理者

本工事に関し、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する「工事監理」をする者をいう。

26. 構成員

優先交渉権者を構成する企業のうち、事業者に出資する者であって、事業者から本業務の一部を直接受託する又は請け負う者をいう。

27. 個別業務

本業務のうち、施設整備業務、道路等整備業務、開業準備業務、維持管理業務及び運營業務のそれぞれ又は総称をいう。

28. サービス対価

本契約に基づく事業者の債務履行に対し、市が支払う対価をいう。なお、サービス対価の詳細は、別紙6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載のとおりとし、同別紙の定める構成に従い、サービス対価A、サービス対価B、サービス対価C、サービス対価D、サービス対価Eということがある。

29. サービス対価（施設供用等業務費相当分）

サービス対価のうち開業準備業務の対価としてのサービス対価C並びに維持管理・運營業務の対価としてのサービス対価D及びEの総合計金額相当分をいう。

30. サービス対価（整備費相当分）

サービス対価のうち整備業務の対価としてのサービス対価A及びBの総合計金額相当分をいい、施設整備及び動労等整備に係る各整備費とそれに対する割賦金利で算出される。

31. 事業期間

本契約締結日を開始日とし、理由のいかんを問わず本契約が終了した日又は令和21年3月31日のいずれか早い方の日を終了日とする期間をいう。

32. 事業者提案

優先交渉権者が募集手続において市に提出した事業者提案、市からの質問に対する回答書その他当該応募者が本契約締結日以前に提出した一切の書類をいう。

33. 事業年度

毎年4月1日から始まる1年間をいう。ただし、最初の事業年度は、本契約締結日から令和4年3月31日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の4月1日から事業期間の終了日までをいう。

34. 事業用地

要求水準書資料1に示す事業対象範囲に係る土地であって、本事業に供する土地をいう。なお、事業用地のうち、要求水準書資料1に示す整備対象範囲に係る土地を整備用地という場合がある。

35. 指定管理者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定義される指定管理者であって、本施設のうち公の施設に該当する部分に係る市の条例の規定に基づき、本施設のうちの公の施設の管理にあたる者をいう。

36. 実施設計図書

要求水準書資料9に規定される仕様及び部数の実施設計図書をいう。ただし、本契約により変更された場合には、当該変更後のものをいう。

37. 事業スケジュール

別紙3（事業スケジュール）記載の本事業に係る事業遂行日程をいう。

38. 施設供用等期間

開業準備期間及び維持管理・運営期間を総称していい、第1期工事の目的物の引渡日の翌日を始期とし、令和21年3月31日（ただし、本契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）を終期とする期間をいう。

39. 施設供用等業務

本業務のうち開業準備業務、運営業務及び維持管理業務を総称していう。

40. 施設整備業務

要求水準書において施設整備業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「施設整備」とは、当該業務を行うことをいう。

41. 整備業務

本業務のうち施設整備業務及び道路等整備業務を総称していう。

42. 整備費

サービス対価（整備費相当分）から割賦金利相当額を控除した金額をいう。

43. 設計・建設期間

本契約締結日の翌日から令和8年3月31日までの期間をいう。ただし、事業者が全ての本工事の目的物を同日までに完工できなかった場合には、市が最後の本工事の完工後その目的物の引渡しを受けた日までの期間をいう。なお、設計・工事期間において、各本工事に関し、当該本工事の着工日から当該本工事に係る引渡予定日までの期間（ただし、事業者が当該本工事に係る引渡予定日までに当該本工事の目的物を完工できなかった場合には、市が当該目的物の完工後その引渡しを受けた日までの期間）を特に「工事期間」ということがあり、また、さらに、工事期間ごとに、「第1期工事期間」、「第2期工事期間」ということがある。

44. 設計企業

事業者から設計業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。

45. 設計業務

本工事の設計のための関連業務をいい、要求水準書において各整備業務に係る設計業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「設計」とは、当該業務を行うことをいう。

46. 設計図書

基本設計図書及び実施設計図書並びに施設整備又は道路等整備についてのその他の設計に関する図書（本契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）の総称をいう。

47. 設計図書等

設計図書、完成図書及びその他施設整備又は道路等整備に関連して市の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

48. 着工日

各本工事に関し、当該本工事に着工する日として事業スケジュールにおいて指定された日をいう。

49. 長期修繕計画書

第50条第2項から第4項までに基づき事業者が市に提出し、市の承認を得た最新版の長期修繕計画書をいう。

50. 調査報告書

第19条第2項、第28条第1項その他本契約又は本事業関連書類に基づき又は本事業に関して事業者が実施した調査の結果の報告のために市に提出する調査報告書をいう。

51. 道路等工事企業

事業者から道路等工事業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。

52. 道路等工事業務

要求水準書において道路等整備業務に係る道路等工事業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。

53. 道路等整備業務

要求水準書において道路等整備業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって優先交渉権者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「道路等整備」とは、当該業務を行うことをいう。

54. 年度業務計画書

維持管理業務及び運營業務の各業務に関し、第50条第3項から第5項までに基づき事業者が市の承認を得た最新版の年度業務計画書をいう。

55. 引渡日

各本工事にし、当該本工事の目的物が実際に市に引き渡された日をいう。

56. 引渡予定日

各本工事にし、事業スケジュールにおいて当該本工事の目的物毎にその引渡しが予定されている日又は本契約に従い変更されたその他の日をいう。

57. 備品一覧

要求水準書資料8に基づき、事業者提案により提案される設備・備品一覧をいう。

58. 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震、公衆衛生上の事態その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は、「不可抗力」に含まれない。

59. 付帯事業

本事業の目的に合致する範囲において事業者が運營業務の一環として指定管理施設で実施する事業であって、当該事業より得られる収益を原則として自らの収益とすることができるものとして、要求水準書に基づく自動販売機設置事業及び事業者提案で提案された事業をいう。

60. 法令等

法律、政令、規則、命令、省令、条例、行政処分、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置等を総称する。なお、本契約上で表示される特定の「法令等」は、別段の定義がなされている場合を除き、いずれもその適用時点までの改正が当然に含まれ、また、「法令変更」は、法律・政令・規則・命令・省令・条例の公布、行政処分・通達・行政指導・ガイドラインの

発出、裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断の宣告その他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等が本事業又は事業者に適用されることが予見可能になった時点でなされたものとする。

61. 募集要項

令和2年9月30日付（仮称）かほく市総合体育館等整備・運営事業募集要項（その後の変更を含む。）をいう。

62. 募集要項等

募集要項及びその添付資料、要求水準書及びその資料、優先交渉権者決定基準、様式集など募集手続において公表された資料（その後の変更を含む。）の総称をいう。

63. 募集要項等質疑回答

募集要項等に関する質問に対する市の回答書の総称をいう。

64. 本業務

本事業において事業者が行う整備業務及び施設供用等業務の総称をいう。

65. 本工事

本事業に関し設計図書に従った解体施設の解体工事、整備用地の造成工事、整備施設の建設工事、道路等整備に係る道路等工事及びその他の施設整備又は道路等整備に係る関連工事を個別に又は総称していい、工事期間ごとに総称して、「第1期工事」、「第2期工事」ということがある。

66. 本事業

PFI法に基づき、市が特定事業として選定した（仮称）かほく市総合体育館等整備・運営事業をいう。

67. 本事業関連書類

募集要項等、募集要項等質疑回答、基本協定書及び事業者提案の総称をいう。

68. 本契約締結日

本契約の仮契約がかほく市議会の議決を経て本契約となった日をいう。

69. 本指定

事業者を、指定管理施設の指定管理者として指定することをいう。

70. 本条例

かほく市体育施設条例（平成16年かほく市条例第97号）、かほく市体育施設条例施行規則（平成16年かほく市教育委員会規則第21号）その他指定管理施設の設置、利用、管理及び指定管理者に関する基本的な事項を定めるかほく市議会により可決された条例並びに同条例に付随・関連する規則その他の細則（同条例に基づきなされる本事業に関係する市の議決を含む。）の総称をいう。

71. モニタリング

要求水準書及び事業者提案に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙7（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）の規定に基づき、本業務につき行われる各種の調査及び確認をいう。

72. 優先交渉権者

本事業の実施に関して募集手続により選定された複数の企業からなる企業グループをいい、構成員及び協力企業をいう。

73. 要求水準

本事業において事業者が実施する業務に関して市が要求するサービスの水準であつて、要求水準書及びこれに付随する文書において示された業務の基準をいう。なお、事業者提案に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回る場合は、その限度において、事業者提案に記載された性能又は水準が要求水準となる。

74. 要求水準書

本事業に関し令和2年9月30日に募集要項とともに公表された要求水準書をいう。

75. PFI法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。

以 上

別紙2 事業概要

(第3条関係)

1. 施設概要

(1) 指定管理施設

ア 指定管理施設概要

(ア) (仮称) かほく市総合体育館 (整備施設のうちの、BTO 施設)

施設名称	(仮称) かほく市総合体育館
計画地	石川県かほく市浜北イ 19-1
延床面積	9,100 m ² を上限
開館時間	9時～22時
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの間

(イ) 七塚テニスコート (運営施設)

施設名称	七塚テニスコート
計画地	かほく市浜北イ 37 番地 5
敷地面積	約 5,600 m ²
開館時間	9時～22時
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの間

イ 指定管理施設構成

指定管理施設の構成は以下のとおりである。

(ア) (仮称) かほく市総合体育館 (BTO 施設)

諸室		機能	
競技ゾーン	アリーナエリア	アリーナ	アリーナ
		観戦スペース	観客席、車いす席、VIP席
		運営諸室	審判室、放送室、記者室、主催者事務室 ※放送室を除き平常時は会議室として利用
		器具庫	器具庫、搬出入口
		競技者諸室	選手控室、更衣室、シャワー室
		多目的室	多目的室、授乳室等
	武道場エリア	柔剣道場	競技スペース (柔道と剣道の兼用) 観客スペース (現七塚武道館程度の広さ)
		弓道場	競技スペース
	共用ゾーン	トレーニング諸室	トレーニング室、更衣室
共用部		風除室、エントランスホール、エレベーター、廊下、階段、トイレ	
運営管理ゾーン	事務諸室	事務室、受付、(仮称) かほくスポーツコミッション室	
	維持管理諸室	管理・監視室・警備室、維持管理職員控室	
	機械室等	機械室、備品倉庫	
外構		駐車場等	

諸室	機能
その他	渡り廊下

(イ) 七塚テニスコート (運営施設)

項目	内容
テニスコート	砂入人工芝コート6面、夜間照明12基
トイレ	屋外トイレ

(2) その他施設

ア 整備施設 (BTO 施設)

- ・ (仮称) かほく市総合体育館 上記参照
- ・ 第1駐車場 事業者提案による。

イ 整備施設 (BT 施設)

- ・ 市道 事業者提案による。
- ・ 農業用水路 事業者提案による。
- ・ 新野球場 事業者提案による。

2. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日の翌日から令和21年3月末日までとする。

区分	整備施設		運営施設
対象施設	(仮称) かほく市 総合体育館	新野球場	七塚テニスコート
基本協定の締結	令和3年4月		
特定事業仮契約の 締結	令和3年5月		
本事業契約に 係る議会議決 (本契約の締結)	令和3年6月		
設計・建設期間	【第1期工事】 令和3年7月～ 令和6年2月 (2年8ヶ月)	【第2期工事】 令和6年4月～ 令和8年3月 (2年)	—
引き渡し及び 所有権移転	令和6年2月末 日	令和8年3月末 日	—
開業準備期間	令和6年3月	—	—
維持管理・ 運営期間	令和6年4月～ 令和21年3月 (15年)	—	令和6年4月～令和21年3月 (15年間)

3. 事業用地

事業用地 (整備用地を含む。) は、以下のとおりである (要求水準書資料1 【事業用地

平面図】を参照)。

項目	内容
a 所在地	石川県かほく市浜北イ 19-1 他
b 敷地面積	整備用地 約 26,800 m ²
c 区域区分	非線引き区域
d 用途地域	準工業地域 (令和 2 年 12 月用途地域変更予定)
e 建蔽率	60%
f 容積率	200%
g 防火指定	なし
h 日影規制	なし
i 道路	西側：国道 159 号 11.5m (1 項 1 号道路) 南側：市道浜北 25 号線 6.53m (1 項 1 号道路) 市道浜北 26 号線 3.60m (1 項 1 号道路)
j 埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地範囲外
k その他	海岸より約 1 km の場所のため、塩害対策を要する

4. 既存施設の概要

(1) 河北台健民体育館 (解体施設)

項目	内容
住所	石川県かほく市浜北イ 25 番地 3
延床面積	4,135.78 m ²
敷地面積	約 5,000 m ²
築年数	41 年
体育館フロアの寸法	32m×57m 観客席なし 天井高さ H=11.5m
主な機能	・バスケットボール 2 面 (余裕幅 1.5m) ・バレーボール 3 面 ・バドミントン 12 面 ・卓球 24 面
その他	・ランニングコース 1 周 180m ・トレーニングセンター、スタジオ、会議室等

(2) 七塚武道館 (解体施設)

項目	内容
住所	石川県かほく市浜北イ 25 番地 16
延床面積	2,276.70 m ²
敷地面積	約 3,700 m ²
築年数	34 年
主な機能	・柔道場 2 面 ・剣道場 2 面 ・相撲場 1 面 ・弓道場 (近的 6 人立・遠的 3 人立) ・研修室等

(3) 七塚テニスコート (運営施設)

項目	内容
住所	石川県かほく市浜北イ 37 番地 5
概要	砂入人工芝コート 6 面、夜間照明 12 基、屋外トイレ

(4) その他屋外施設

施設	内容
野球場	約 9,000 m ² クレイグラウンド (バックネット、ダグアウト、バックスクリーン、スコアボード (手動)、防球ネット)
駐車場	約 4,000 m ² =130 台 (河北台健民体育館、七塚武道館共用) アスファルト舗装
ランニングコース	屋外ランニングコース
灌漑用水	灌漑用水路及びポンプ小屋
消雪ポンプ盤	ポンプ盤、井戸 現状のままとし、移設しない。事業範囲から除外される設備

以 上

別紙3 事業スケジュール

(第4条関係)

本契約締結日	議会の議決の日
設計業務開始	本契約締結日の翌日
設計・建設期間	本契約締結日の翌日から令和8年3月31日
	第1期工事期間 令和3年6月1日から令和6年2月28日
	第2期工事期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日
着工日	第1期工事 令和____年____月____日
	第2期工事 令和____年____月____日
引渡予定日	第1期工事 令和6年2月28日
	第2期工事 令和8年3月31日
開業準備業務開始	令和6年3月1日
開業準備期間	令和6年3月1日から31日
供用開始予定日	令和6年4月1日
維持管理・運営期間	令和6年4月1日から令和21年3月31日
本契約終了日	令和21年3月31日

以 上

別紙4 保険

(第21条、第43条、第66条関係)

1. 設計・建設期間中の保険

- (1) 建設工事保険：各本工事中の施設に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償。
- ・対象 当該本工事に関する全ての建設資産
 - ・補償額 当該本工事の目的物の再調達金額
 - ・期間 当該本工事に係る工事期間
 - ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とする。
- (2) 第三者賠償責任保険：各本工事中の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。
- ・対象 当該本工事に係る工事期間中の法律上の賠償責任
 - ・補償額 対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円
対物：1事故あたり1億円
 - ・期間 当該本工事に係る工事期間
 - ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交叉責任担保特約を付ける。
- (3) 普通火災保険：各本工事中の施設の火災等により当該本工事の目的物に損害が生じた場合、その損害を補償。
- ・対象 当該本工事の目的物
 - ・補償額 当該本工事の目的物の出来形の再調達金額
 - ・期間 当該本工事の工事期間

2. 開業準備期間及び維持管理・運営期間の保険

- (1) 第三者賠償責任保険：開業準備期間及び維持管理・運営期間の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。
- ・対象 指定管理施設内における開業準備期間及び維持管理・運営期間の法律上の賠償責任
 - ・補償額 対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円
対物：1事故あたり1億円
 - ・期間 第1期工事の目的物の引渡日の翌日から事業終了日まで
 - ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交叉責任担保特約を付ける。
- (2) 普通火災保険：開業準備期間及び維持管理・運営期間の火災等により指定管理施設に損害が生じた場合、その損害を補償。

- ・対象 指定管理施設
- ・補償額 再調達金額
- ・期間 第1期工事の目的物の引渡日の翌日から事業終了日まで

※上記保険以外の保険の付保については、事業者提案とする。

なお、開業準備期間及び維持管理・運営期間中の保険については、事業者が上記の保険を付保した場合と同等の効果がある手法を提案し、市がこれを認めた場合には、これによるものとする。

以 上

別紙5 保証書の様式

(第35条関係)

〔建設企業〕（以下「保証人」という。）は、（仮称）かほく市総合体育館等整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関連して、事業者がかほく市（以下「市」という。）との間で締結した令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日付け事業契約書（以下「本契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第1条の債務につき、事業者と連帯して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本契約において定められる用語と同様の意味を有する。

第1条（保証）

保証人は、本契約第35条に基づき事業者が市に対して負う履行の追完義務その他の債務（第76条に基づく違約金、損害賠償金等及び第99条に基づく遅延利息の支払債務を含む。以下「主債務」という。）を、事業者と連帯して保証する。

第2条（通知義務）

市は、本保証書の差入日以降において、本契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条（保証債務の履行の請求）

- 1 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務全額の履行を完了しなければならない。

第4条（求償権の行使）

保証人は、本契約に基づく事業者の市に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証書を解約及び撤回することができない。

2 本保証書に基づく保証人の義務は、本契約に基づく事業者の市に対する債務が全て履行されるか又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証書に関する全ての紛争は、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

保証人： []

代表取締役 []

別紙6 サービス対価の構成及び支払方法
(第67条、第68条関係)

募集要項 別紙2「サービス対価の構成及び支払方法」に基づく事業者提案により規定される。

別紙7 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法
(第69条、第70条、第82条、第83条関係)

募集要項 別紙3「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に基づき規定される。

別紙8 法令変更による費用の負担割合

(第7条、第24条、第26条、第30条、第32条、第37条、第45条、第52条、第58条、
第84条、第85条関係)

	市負担割合	事業者負担割合
① 本事業に特別に影響を及ぼす法制度（税制度を除く。） の新設・変更に関する法令等の制定・改正	100%	0%
② ①以外の法制度（税制度を除く。） の新設・変更に関する法令等の制定・改正	0%	100%
③ 事業者の利益に課される税制度 の新設・変更に関する法令等の制定・改正	0%	100%
④ ②以外の税制度の新設・変更に関する 法令等の制定・改正	100%	0%

なお、上記にかかわらず、付帯事業に関して法令等の変更により事業者が増加費用が発生した場合は、当該増加費用は全て事業者の負担とする。

以 上

別紙9 不可抗力

(第7条、第24条、第26条、第30条、第32条、第37条、第45条、第52条、第58条、第86条から第88条関係)

次の各項の定めるところに従って事業者が負担すべき金額の合計額を事業者が負担し、その余を市が負担する。なお、第1項及び第2項に定める各期間のいずれにも重複する時期に発生した不可抗力については、第1項及び第2項が重疊的に適用されるものとし、各当事者の負担金額はそれぞれ合算されるものとする。

1 設計・建設期間

設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して市に対して引渡し未了の本工事の目的物又は事業者が損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙9において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、設計・建設期間中における累計で、サービス対価（整備費相当分）の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

2 施設供用等期間

施設供用等期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者が損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価（施設供用等業務費相当分）に当該事業年度において適用される税率の消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

3 付帯事業

前二項の規定にかかわらず、不可抗力により付帯事業に関して事業者が損害、損失及び費用が発生した場合であっても、当該損害、損失及び費用は全て事業者が負担する。

以 上